

茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 9 号

茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、日当」を削り、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 1 8 条を次のように改める。

第 1 8 条 削除

第 2 2 条中「第 1 8 条第 1 項の日当定額の 5 日分及び」を削る。

第 2 3 条第 1 項第 1 号ア及びウ中「日当、」を削る。

第 2 5 条第 2 号中「で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額」を「には、その実費額」に改める。

第 2 8 条ただし書中「並びに」を「及び」に改め、「日当及び」を削る。

第 3 2 条の見出し中「日当、」を削り、同条第 1 項中「日当及び」を削り、「別表第 3 の定額による」を「1 4, 0 0 0 円とする」に改め、同条第 2 項中「別表第 3 の定額の 1 0 分の 7 に相当する額による」を「9, 8 0 0 円とする」に改め、同条第 3 項中「別表第 3 の定額による」を「5, 0 0 0 円とする」に改める。

第 3 3 条第 1 項及び第 3 5 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 3 6 条第 2 号ア中「日当及び」を削り、同号アただし書中「日当については 3 0 日分、宿泊料については」を削る。

第 3 7 条第 3 項第 8 号を削り、同項中第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号を第 9 号とし、同項第 1 1 号ア中「日当定額の 2 日分及び」を削り、同号イ中「日当定額の 3 日分及び」を削り、同号ウ中「日当定額の 4 日分及び」を削り、同号を同項第 1 0 号とし、同項第 1 2 号を同項第 1 1 号とし、同項第 1 3 号中「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同号を同項第 1 2 号とする。

第 4 0 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

別表第 3 を削り、別表第 4 を別表第 3 とする。

別表第 5 を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。